

一般競争入札公告

令和 7年11月17日
社会福祉法人シャローム埼玉
理事長 木村 友紀

社会福祉法人シャローム埼玉の発注する「グループホーム増設工事」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1. 入札対象工事概要

- (1) 工 事 名 称 社会福祉法人シャローム埼玉グループホーム増設工事
- (2) 工 事 場 所 埼玉県坂戸市大字新堀字毛地 7 番 5、10 番
- (3) 工 事 種 別 新築工事
- (4) 工 事 内 容 建物新築にかかる建築工事及び外構整備工事
- (5) 工 事 期 間 契約日から令和 8 年 3 月 2 5 日まで (予定)。ただし、補助金の繰り越しが認められた場合には、工期について受任者と調整を行う。
- (6) 建 物 概 要 構造規模：木造平家建
建物用途：老人ホーム (認知症対応型共同生活介護地域密着型福祉施設)
敷地面積：1,178.20 m² (実測面積)
建築面積：312.47 m²
延床面積：295.08 m²

2. 入札方法等

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 入 札 予 定 価 格 事後公表
- (3) 最 低 制 限 価 格 事後公表
- (4) 入 札 保 証 金 無 (免除)
- (5) 設 計 額 155,830,000 円 (税抜き)

3. 入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申し立てがなれている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 令和 7・8 年度坂戸市競争入札参加資格者名簿において「建築工事業」で登録しており、「建築一式

工事」の受注を希望している単体企業（共同企業体は不可）で、次の条件をみたした事業者。

- ① 建築工事業の格付けがA級であること。ただし坂戸市に対して契約権限を有する営業所（本店含む）を坂戸市内に有する場合は、B級である者も可とする。
- (4) 本公告の公告日から落札決定までの期間に、坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年坂戸市告示第75号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸市告示第27号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 入札参加募集要項の公告の日から入札を実施する日までの期間で、建設業法による営業停止などの処分を受けていない者。
- (7) 当法人の理事が役員をしている法人ではない者。また、対象工事にかかる設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付日 令和 7年 11月 21日（金）から 11月 25日（火）まで
- (2) 受付時間 9時から16時まで（時間厳守）
- (3) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - ② 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
 - ③ 会社案内・会社経歴書
 - ④ 建設業許可証明証の写し
 - ⑤ 建築工事業について、令和6年5月31日以降の日を審査基準日とする建築業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていることが確認できる総合評定通知書
 - ⑥ 令和7・8年度坂戸市競争入札参加資格者名簿に係る建築工事業の格付けを証する書類
 - ⑦ 配置予定技術者の資格を証する書類の写し

※ 書式は、問合せ先に電子メールにて請求して下さい
- (4) 提出方法 持参のみ（事前連絡必須）1部提出
- (5) 提出先 社会福祉法人 シャローム埼玉内
〒350-0226 埼玉県坂戸市大字新堀1-1
電話：049-282-4590
FAX：049-282-2180
E-mail：shalom7h@nifty.com
担当者：木村友紀
※なお、提出書類は返却いたしません。
- (6) 問合せ先 上記に同じ

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について書面にて通知します。
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等「入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書 (CD-ROM)」を郵送にて配布します。(現場説明は行いません)
- (3) 配布した図面・仕様書 (CD-ROM) は入札日に持参し返却してください。
- (4) 質疑書の原本は、押印の上入札日に提出してください。

6. 入札日程等

- | | | |
|--------------|-------------------------------|------------|
| (1) 公 告 日 | 令和 7年 11月17日 (月) | |
| (2) 参加申込締切日 | 令和 7年 11月20日 (木) | 16:00まで |
| (3) 設計図書等配布日 | 入札参加資格確認後随時 | |
| (4) 質疑書提出日時 | 令和 7年 11月27日 (木) ~ 12月10日 (水) | |
| (5) 質疑回答日時 | 令和 7年 12月11日 (木) | 16:00まで |
| (6) 入 札 日 | 令和 7年 12月19日 (金) | 14:00 即日開札 |

※入札場所、質疑書提出先、時間等については入札説明書により通知

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者の内、最低価格で入札した者を落札者とする。
ただし、見積書の内容を当法人と設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が適正 (積算漏れがないか等) と認められた業者とする。
なお、最低価格で落札した落札者であっても見積書の内容が不備であった場合は、落札失格とすることができる。その場合は順次最安の事業者の見積書を精査し適正と認められた業者とする。
失格となった業者へはその理由を文書にて通知する。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。
なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
(入札は2回まで実施するものとする)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合 (最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合
 - 条件1: 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2: 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3: 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4: 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きで順位を決め、本引きとする)

8. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。本人である場合は名刺を提出する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札書と同時に「入札金内訳書」を提出すること。
- (5) 入札回数は2回を限度とする。なお、応札業者が1社の場合、入札を執行しない。ただし、再入札の場合は、この限りではない。
- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (7) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行わないこと。
- (8) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ④ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑤ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印のないもの
 - イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ. 押印された印影が明らかでないもの
 - エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑥ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他
 - ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがあること
 - ② 一度提出した入札書の手直し、引換え又は撤回することはできないこと
 - ③ 入札は当法人の理事、監事等の立ち合いによるものとする
 - ④ 県から指摘や指示があった場合、それに従うこととする

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する（必要に応じて補正を行うこと）。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第13条第1項の主務省令

